

2026年日本サーキットトライアル選手権規定

※下線部：変更箇所

2026年規定	2025年規定
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、<u>2026年</u>（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本サーキットトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 選手権の登録申請 選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の<u>申請方法</u>に従って以下の事項を申請すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選手権の開催月日 2. 選手権の開催場所 3. コース公認申請者の同意： カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。 4. その他必要事項 <p>第7条 選手権開催日程 <u>2026年1月1日～2026年12月31日</u></p> <p>第8条～第9条（略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）は、<u>2025年</u>（以下「当該年」という。）のサーキットトライアル競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本サーキットトライアル選手権規定を制定する。</p> <p>日本サーキットトライアル選手権競技は「FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則（本選手権規定およびスピード競技開催規定を含む）ならびに当該選手権競技会特別規則」に従って開催される。</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 選手権の登録申請 選手権の登録申請は、国内スポーツカレンダー登録規定に従いカレンダー登録申請し、同時にJAF所定の<u>申請書</u>に従って以下の事項を記載ならびに添付して提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選手権の開催月日 2. 選手権の開催場所 3. コース公認申請者の同意： カレンダー登録申請時点で当該選手権開催に有効なコース公認許可証を所持しているコース公認申請者の同意を必要とする（カレンダー登録申請者の競技会開催日に関する同意欄を使用することとする）。 4. その他必要事項 <p>第7条 選手権開催日程 <u>2025年1月1日～2025年12月31日</u></p> <p>第8条～第9条（略）</p>

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の申請方法により組織許可申請書類を開催日の2ヶ月前までにJAFに申請しなければならない。

第11条～第20条 (略)

第2章～第3章 (略)

第4章 選手権規定の施行に関する規定

第25条～第26条 (略)

第27条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2026年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.および第12条2.3)については、2025年8月1日から施行する。

以上

第10条 選手権競技会の組織許可申請

選手権として認定された競技会は以下の期日までにJAF所定の書式により組織許可申請書類を開催日の2ヶ月前までにJAFに提出しなければならない。

第11条～第20条 (略)

第2章～第3章 (略)

第4章 選手権規定の施行に関する規定

第25条～第26条 (略)

第27条 本選手権規定の施行

本選手権規定は2025年1月1日から施行する。

ただし、第6条3.および第12条2.3)については、2024年8月1日から施行する。

以上